

議第 22 号から 行政不服審査法の施行に伴う条例の整備について
議第 24 号まで

1 行政不服審査法の全部改正の経緯

行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度である行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、抜本的な見直しが行われ、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）が全部改正（平成 26 年法律第 68 号による改正。以下改正後の同法を「新行政不服審査法」といいます。）され、平成 28 年 4 月から施行されます。

2 新行政不服審査法の概要

新行政不服審査法の概要は、次のとおりです。

(1) 不服申立構造の見直し

不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化

(2) 公正性の向上

ア 行政不服審査会への諮問手続の新設

審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック

イ 審理員制度の導入

審査請求に係る処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰

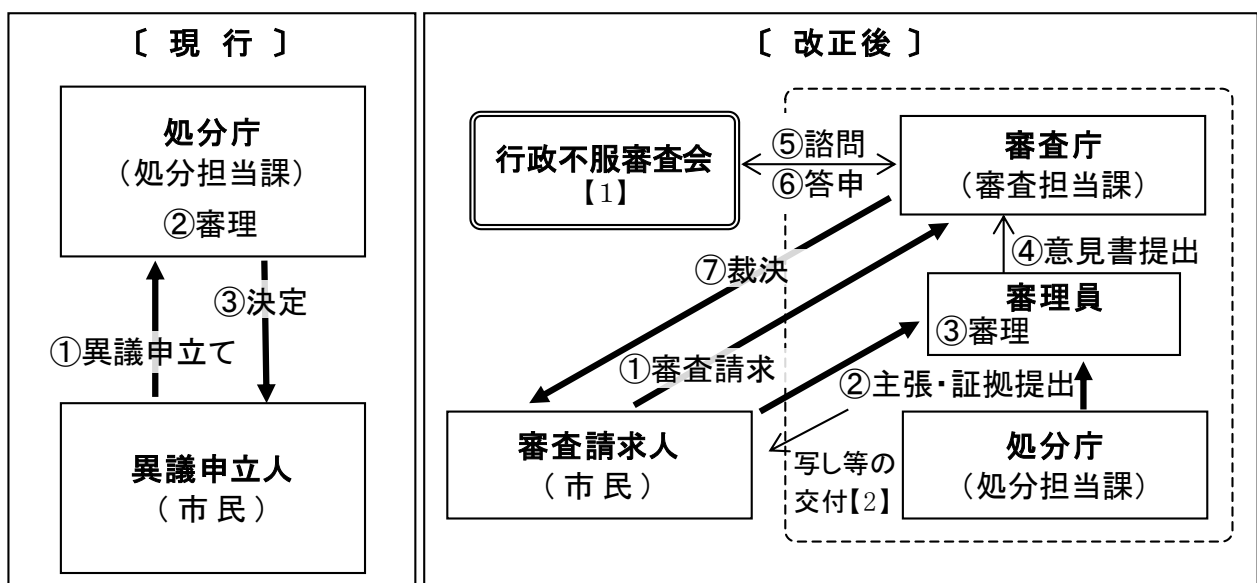
ウ 審査請求人等の手続保障の拡充

口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の写しの交付の請求など

(3) 使いやすさの向上

審査請求期間を 3 月に延長（現行：60 日）

【審理手続に係る改正点】市税の賦課決定に対する不服申立ての場合



3 新行政不服審査法の施行に伴い整備をする条例

(1) 議第 2 2 号 呉市行政不服審査会条例

市長の附属機関として呉市行政不服審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します（【1】関係）。

(2) 議第 2 3 号 呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

審査会への諮問に係る特例等を定めます（【1】関係）。

(3) 議第 2 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

ア 地方自治法第 2 0 7 条等による費用弁償条例（昭和 2 2 年呉市条例第 4 3 号）

審理員の求めに応じて出頭した者等の費用弁償について規定します。

イ 呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）

証拠書類等の写しの交付等に係る手数料の額を定めます（【2】関係）。

ウ 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例（昭和 5 5 年呉市条例第 3 2 号）

行政不服審査法等の改正に伴う所要の規定の整理を行います。

エ 公平委員会が職権で喚問した証人の費用弁償に関する条例（昭和 2 6 年呉市条例第 1 1 0 号）

アの条例整備に伴い廃止します。

4 議第 2 2 号 呉市行政不服審査会条例の内容

(1) 審査会の組織

市長が委嘱する委員（審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者）5 人以内をもって組織することとします。

(2) 委員の任期及び役職

委員の任期は 2 年（再任も可）とし、会務を総理するため会長を置きます。

(3) 会議に関する事項

過半数を定足数とし、議事は出席委員の過半数をもって決することとします。

(4) 委員の守秘義務

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととします。

5 議第 2 3 号 呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

(1) 情報公開及び個人情報保護に係る審査請求について諮問する第三者機関の特例

現行制度を維持し、情報公開又は個人情報保護に係る審査請求がなされた場合には、呉市情報公開審査会又は呉市個人情報保護審議会にそれぞれ諮問する旨を規定します。

(2) 審理員制度の適用除外

新行政不服審査法に基づき審査請求がされた場合、審査庁が教育委員会などの合議制の機関であるときを除き、審査庁が処分に関与しない審理員を指名して当該請求に係る審理を行う必要がありますが、情報公開及び個人情報保護に係る審査請求に関しては現行制度を維持し、審理員制度に係る同法の規定を適用しない旨を規定します。

(3) その他の規定の整理

行政不服審査法の全部改正等に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどの字句の整理や法律番号を改めるなどの引用条項等に係る規定の整理をします。

6 議第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

(1) 地方自治法第207条等による費用弁償条例の改正の概要

新行政不服審査法の規定により審理員、審査庁又は呉市行政不服審査会の求めに応じて出頭した者に対して実費弁償（日額1万円）を支給することとします。

また、その他法令及び条例の規定に基づいて出頭した参考人等の費用弁償についても同様に規定します。

(2) 呉市手数料条例の改正の概要

審理員が提出書類等の写し等を交付する際の手数料、呉市行政不服審査会が主張書面や資料の写し等を交付する際などの手数料の額（A3版までごとに1枚当たり、白黒10円・カラー20円）などを定めます。

(3) 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の改正の概要

「異議の申立て」を「審査請求」に改める字句の整理のほか、不服申立ての期間を3月に改める規定の整理を行います。

(4) 公平委員会が職権で喚問した証人の費用弁償に関する条例の廃止

公平委員会が職権で喚問した証人の費用弁償について、(1)の条例で規定することとしたため、廃止します。

7 施行期日

いずれも平成28年4月1日（一部公布の日）

8 新旧対照表

(1) 呉市情報公開条例（議第23号第1条による改正関係）

現行	改正案
（公文書の公開義務）	（公文書の公開義務）
第9条 （略）	第9条 （略）
（1） （略）	（1） （略）
（2） （略）	（2） （略）
ア・イ （略）	ア・イ （略）
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成1	ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する <u>行政執行法人</u> の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成1

3年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において,当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) (略)

(審査会への諮問等)

第11条 公開決定等

_____について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は,当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は,次の各号のいずれかに該当するときを除き,速やかに呉市情報公開審査会に諮問するものとする。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり,却下するとき。

(2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第11条の3において同じ。)を取り消し,又は変更し,当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし,当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実

3年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において,当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) (略)

(審査会への諮問等)

第11条 公開決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法

(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は,当該審査請求に対する裁決_____をすべき実施機関は,次の各号のいずれかに該当するときを除き,速やかに呉市情報公開審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり,却下するとき。

(2) 審査請求の全部を容認し,

_____に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし,当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の審査請求については,行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした実

施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第11条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第11条の3 第10条の5第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意志を表示している場合に限る。）

(呉市情報公開審査会)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 審査会は、第1項に規定する審議等を行うため必要があると認めるときは、不服申立てをしたもの、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6・7 (略)

施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決

を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第11条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第11条の3 第10条の5第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決

(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(呉市情報公開審査会)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 審査会は、第1項に規定する審議等を行うため必要があると認めるときは、審査請求をしたもの、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6・7 (略)

(2) 呉市個人情報保護条例（議第23号第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第37条—第39条）</p> <p>第4章～第6章（略）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第37条—第39条）</p> <p>第4章～第6章（略）</p> <p>付則</p>
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第13条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(9)（略）</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第13条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(9)（略）</p>
<p>（利用停止請求権）</p> <p>第32条（略）</p> <p>(1) 次に掲げるとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ <u>番号法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（特定保有個人情報をその内容に含む個人情報ファイル</p>	<p>（利用停止請求権）</p> <p>第32条（略）</p> <p>(1) 次に掲げるとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ <u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（特定保有個人情報をその内容に含む個人情報ファイル</p>

(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものその他の一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)をいう。以下同じ。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

第4節 不服申立て

(審議会への諮問等)

第37条 開示決定等、訂正決定等又は

利用停止決定等

_____について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに呉市個人情報保護審議会に諮問するものとする。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第39条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正

(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものその他の一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)をいう。以下同じ。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

第4節 審査請求

(審議会への諮問等)

第37条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求

(以下「開示請求等」という。)に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)

_____の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決_____をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに呉市個人情報保護審議会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求の全部を容認し、

_____当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 審査請求

をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 不服申立てに係る利用停止決定等 (利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第38条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第39条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等

_____の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 審査請求

_____の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決 _____を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第38条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第39条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 _____をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 _____
- (2) 審査請求に係る開示決定等 (開示請求に係る保有個人情報の

<p>_____を 変更し、当該開示決定等 に係る保有個人情報を開示する旨 の裁決又は決定（第三者である参 加人が当該第三者に関する情報の 開示に反対の意思を表示している 場合に限る。）</p>	<p>全部を開示する旨の決定を除 く。）を変更し、当該開示決定等 に係る保有個人情報を開示する旨 の裁決_____（第三者である参 加人が当該第三者に関する情報の 開示に反対の意思を表示している 場合に限る。）</p>
<p>第4章 呉市個人情報保護審議 会 （審議会の設置等）</p>	<p>第4章 呉市個人情報保護審議 会 （審議会の設置等）</p>
<p>第40条 前2章及び次章の規定によ りその権限に属するものとされた事 項並びに番号法第27条第1項に規 定する評価書に記載される特定個人 情報ファイルの取扱いに関する事項 について、実施機関の諮問に応じて 審議を行わせるため、呉市個人情報 保護審議会（以下「審議会」とい う。）を置く。</p>	<p>第40条 前2章及び次章の規定によ りその権限に属するものとされた事 項並びに番号法第28条第1項に規 定する評価書に記載される特定個人 情報ファイルの取扱いに関する事項 について、実施機関の諮問に応じて 審議を行わせるため、呉市個人情報 保護審議会（以下「審議会」とい う。）を置く。</p>
<p>2 （略） （組織及び運営）</p>	<p>2 （略） （組織及び運営）</p>
<p>第41条 （略）</p>	<p>第41条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4 審議会は、その権限に属する事務 を行うため必要があると認めるとき は、<u>不服申立て</u>をしたもの、実施機 関の職員その他の関係者に対して、 出席を求めて意見若しくは説明を聴 き、又は必要な書類の提出を求め ることができる。</p>	<p>4 審議会は、その権限に属する事務 を行うため必要があると認めるとき は、<u>審査請求</u>をしたもの、実施機 関の職員その他の関係者に対して、 出席を求めて意見若しくは説明を聴 き、又は必要な書類の提出を求め ることができる。</p>
<p>5・6 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p>
<p>（情報の提供等）</p>	<p>（情報の提供等）</p>
<p>第43条 実施機関は、<u>開示請求</u>、<u>訂 正請求</u>又は<u>利用停止請求</u>（以下この 条において「<u>開示請求等</u>」とい う。）をしようとする者がそれぞれ 容易に、かつ、的確に開示請求等 をすることができるよう、当該実施機 関が保有する保有個人情報の特定に 資する情報の提供その他開示請求等 をしようとする者の利便を考慮した 適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>第43条 実施機関は、<u>開示請求等</u> _____をしようとする者がそれぞれ 容易に、かつ、的確に開示請求等 をすることができるよう、当該実施機 関が保有する保有個人情報の特定に 資する情報の提供その他開示請求等 をしようとする者の利便を考慮した 適切な措置を講じるものとする。</p>

(3) 地方自治法第207条等による費用弁償条例（議第24号第1条による改正関係）

現行	改正案
<p><u>地方自治法第207条等による費用弁償条例</u></p>	<p><u>呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償に関する条例</u></p>
<p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条，公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定に基づき，議会，選挙管理委員会，農業委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）</u>の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は，<u>呉市議会の求めにより出頭した参考人等</u></p> <p>_____の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p>第1条の2 <u>前条の参考人等とは，次に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(3) <u>地方自治法第199条第8項の規定により出頭した関係人</u></p> <p>(4) <u>地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(5) <u>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人</u></p> <p>(6) <u>地方公務員法（昭和22年法律第261号）第8条第6項の規定により呉市公平委員会が喚問した証人</u></p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定による求めに応じて</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>出頭した関係人</u></p> <p>(8) <u>行政手続法（平成5年法律第88号）及び呉市行政手続条例（平成10年呉市条例第1号）に規定する聴聞に出頭した者</u></p> <p>(9) <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による求めに応じて出頭した者</u></p> <p>(10) <u>呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第12条第5項の規定による求めに応じて出頭した者</u></p> <p>(11) <u>呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）第41条第4項の規定による求めに応じて出頭した者</u></p>
--	--

(4) 呉市手数料条例（議第24号第2条による改正関係）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により特定の者のためにする事務について徴収する手数料_____</p> <p>_____については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により特定の者のためにする事務について徴収する手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の規定によりその事務について徴収する手数料_____については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">（徴収の時期等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請書を受理できない場合_____は、手数料を還付する。</p>	<p style="text-align: center;">（徴収の時期等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請書を受理できない場合<u>及び市長が特に必要と認める場合は</u>、手数料を還付する。</p>
<p style="text-align: center;">（減免）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（減免）</p> <p>第6条 （略）</p>

(1) ~ (6) (略)

(1) ~ (6) (略)

2 行政不服審査法第38条第1項(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により審理員(他の法律において準用する場合にあつては、当該他の法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付等に係る手数料については審理員が、同法第81条第3項において準用する同法第78条の規定により呉市行政不服審査会が行う主張書面又は資料(以下「主張書面等」という。)の写し等の交付に係る手数料については呉市行政不服審査会が減額し、又は免除することができる。

2 公的年金の受給権者現況届け等に係る住民票の記載事項に関する証明については、手数料を徴収しない。

3 公的年金の受給権者現況届け等に係る住民票の記載事項に関する証明については、手数料を徴収しない。

別表第1(第2条関係)

別表第1(第2条関係)

一般関係

一般関係

手数料を徴収する 事務	手数料の額	
	単位	金額
1 ~ 37 (略)		
38 (略)	(略)	(略)

手数料を徴収する 事務	手数料の額	
	単位	金額
1 ~ 37 (略)		
38 行政不服審査法第38条第1項の規定により審理員が行う提出書類等の写し等の交付等(A3版までごとに)	単色1枚につき	10円
	カラー1枚につき	20円
39 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定により呉市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付(A3版までごとに)	単色1枚につき	10円
	カラー1枚につき	20円
40 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

(5) 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例(議第24号第3条による改正関係)

現行	改正案
(賦課に対する異議の申立て)	(賦課に対する審査請求)
第8条 第3条及び第4条の規定により賦課金の賦課を受けた者でその賦	第8条 第3条及び第4条の規定により賦課金の賦課を受けた者でその賦

課の算定に異議があるものは、その賦課を受けたことを知った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てを受けるときは、これを受理した日から90日以内に決定しなければならない。

課の算定に不服があるものは、その賦課を受けたことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による審査請求を受けるときは、これを受理した日から90日以内に裁決をしなければならない。